

和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業実施要綱第3条第1項に規定する認証は以下の基準を満たすことを要件とする。

和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業による  
認証基準

(活動開始)

第1 認証を受ける対象森林は、植栽活動が開始されていること。

(認証を受ける対象森林の適正な管理)

第2 別に定める「和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業により認証される対象森林の管理基準」により、適正に管理されていること。

附 則

この認証基準は、平成19年4月16日から施行する。

和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業実施要綱第3条第2項に規定する適正に対象森林が管理されていることの基準を以下のとおりとする。

和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業により  
認証される対象森林の管理基準

(活動区域)

第1 活動区域は周囲測量等により正確に実測されたものに基づいていること。

(植栽活動等)

第2 植栽等各施業(補植、下刈り、除・間伐等)においては林業技術者の指導または林業技術者において実施すること。

(植栽樹種)

第3 植栽(補植)樹種については林業技術者の指導のもと現地の状況に配慮した選定に努め、また広葉樹については複数樹種の混植に努めること。

(植栽本数)

第4 植栽苗木については樹種及び本数が確認できる納品伝票等を保管すること。

(枯死・成長不良木の補植)

第5 植栽本数に占める枯死・生長不良木の本数が30%以上であるときは、現地植生樹種を優先した補植等により適切な施業を実施すること。(ただし植栽本数が1,000本/ha未満の対象森林については現地の状況により判断すること)

(下刈りの実施)

第6 植栽木の適切な生育を促進するため雑草等の刈り払いを所定の期間、現地の状況に応じて実施すること。

(除・間伐の実施)

第7 植栽木の適切な生育を促進するため不良木の伐倒を、現地の状況に応じて適宜実施すること。

(写真等関係書類の保管)

第8 植栽活動等において上記事項が確認できる写真や記録簿等を整理保管すること。

附 則

- 1 この管理基準は、平成19年4月16日から施行する。
- 2 第3については、平成19年4月16日以降植栽活動を開始した森林に適用する。